

質問書に係る回答書

令和7年7月26日

プロポーザル参加希望者各位

東 広 島 市 長
(都市交通部交通政策課)

委託役務の名称 : 令和7年度 公共交通ネットワーク構築事業

自動運転・隊列走行BRT導入検討プロジェクトマネジメント支援業務

上記の委託役務に係る質問について、次のとおり回答します。

No.	質 問	回 答
1	<p>【参加表明】 (様式2)</p> <p>発注者欄に既に民間、国・自治体と記載がありますが、表内の発注者部分を書き換えて記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
2	<p>【参加表明】 (様式2)</p> <p>民間の発注者で契約書等が守秘義務の関係で提出できない場合、実績対象となりますでしょうか。</p>	<p>公募型プロポーザル説明書P3 表-1 一時選定審査の基準 表中 1(2)類似業務の実績の評価基準が審査できる情報が掲載されていれば実績対象とします。</p> <p>なお、実績を確認するための資料として「テクリスに登録されているデータ又は契約書等の写し」を添付すること求めることを明記します。</p> <p>関連するプロポーザル図書を修正し差替えを行います。</p> <ul style="list-style-type: none">参加表明書作成要領(様式1) 参加表明歩(様式2) 本件と類似の業務に関する実績表(様式3) 参加表明に係る提案書 <p>なお、民間業務の場合の証明方法は、次の①又は②によることとし、元請として受注したことが明記されているものに限るものとします。</p>

		<p>① 発注者が発行した実績証明書（写し可）</p> <p>② 契約書（これに類するものを含む。）の写しに、次の事項が記載してあるもの。</p> <p>（文例）「この契約書の写しは原本に相違なく、当該契約の相手方が元請人として契約書の内容どおり業務完了されたことに相違ありません。」という旨の発注者による記名押印があるもの。</p> <p>①②いずれの場合も、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、会社名及び代表者名を記載すること。</p> <p>（文例）「当該証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」</p>
3	<p>【参加表明】 （様式2及び様式3） 様式1～3を合わせて5ページ以内となりますでしょうか。</p>	<p>提案書はA4判を基本とし、表紙及び参考資料（共同企業体で参加する場合はその協定書）を除き5頁以内としてください。</p>
4	<p>【技術提案書】 （その他） 提案額及び提案額の内訳は提案書と別に見積書の提出が必要という理解でよいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
5	<p>【ヒアリング・二次特定審査】 （ヒアリング・二次特定審査） ヒアリング、二次特定審査の発表・質疑時間や、参加人数、プレゼンの形式等の別途通知はいつ頃を予定されていますか。</p>	<p>一次審査結果の通知と合わせて「二次特定審査（ヒアリング）実施要領」を送付します。</p>
6	<p>【その他】 （様式3）（様式4-1） 共同企業体での参加の場合、提案者は共同企業体の代表企業名を記載すればよいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

7	<p>【参加表明】 (様式2) 様式2について枚数の指定は特になく、ということよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
8	<p>【参加表明】 (様式2) 共同企業体で参加の場合、構成企業ごとに様式2を1枚以上ずつ作成する理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
9	<p>【参加表明】 (様式2) 発注者部分には具体の発注者を記載するとして、tecris 番号や業務名称などは、業務内容の中に記載してもよいでしょうか。</p>	構いません。
10	<p>【参加表明】 (様式2) 様式2について発注者欄に指定のある民間、国・自治体についてはあくまで例示であり、民間、国・自治体それぞれについて1件以上挙げることを要件としているわけではないということよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
11	<p>【参加表明】 (様式3) 様式3の中に、1. 実施主体の適格性、2. 従事予定者の経験それぞれに「類似業務の実績について」と記載がありますが、様式2を参照できるような形で表記することで提案内容本編には概要を記載しないといった対応をすることは可能でしょうか。</p>	可能です。
12	<p>【参加表明】 (様式1、様式2、様式3) 公募プロポーザル参加表明書作成要領 5 留意事項 (1) には、「用紙の大きさは、A4判とし、表紙及び添付書類を除き5頁以内とすること」と記載がありますが、様式3にも左記と同じ表記で、表紙と参考資料は除き5頁以内と記載されています。したがって、様式3のうち、現在公示されている部分は表紙として扱われ、そのページ以降が提案書という位置づけという理解でよろし</p>	お見込のとおりです。

	いでしょうか。	
13	<p>【参加表明】</p> <p>また、様式3 よりも前にあたる様式1 と様式2については上記の5頁には含まれない理解でいますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
14	<p>【参加表明】</p> <p>参加表明書としては、様式1、様式2、様式3、共同企業体協定書や参考資料を含む一式を、まとめて提出すればよいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
15	<p>【技術提案書】</p> <p>(その他)</p> <p>アピールポイントについては審査の基準では、特定テーマごとではなく、その他で1 つの配点となっていますが、特定テーマそれぞれに記載したアピールポイントを総合的に評価して合計5 点を満点として採点する、という理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
参考図書等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	